

# 「令和3年度 大学生等就職面接会」にて 女性活躍推進法に基づく働きかけを企業に行いました！

令和3年12月9日



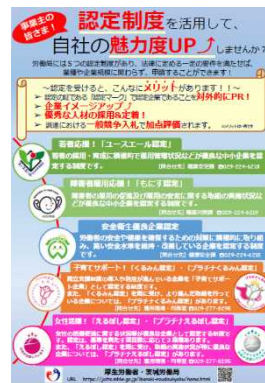
▲女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定概要について説明する雇用環境・均等室職員（左）



▲労働局の認定制度について説明し、取り組みを勧奨する雇用環境・均等室職員（右）



▲「大学生等就職面接会」の会場の様子



目指せ！  
えるぼし！

「えるぼし」認定とは？  
女性の活躍促進に関する状況等が優良な企業として認定する制度です。認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あります。

茨城労働局 雇用環境・均等室では令和4年4月1日に常時雇用する労働者数101~300人企業（以下「対象企業」といいます。）が女性活躍推進法の対象となることから、この度茨城労働局職業安定課、各ハローワークで実施した「令和3年度 大学生等就職面接会」を活用し、対象企業に対して各種支援を活用することにより一般事業主行動計画の早期策定・届出を行うよう勧奨するとともに、認定を受けることによる企業のPR、優秀な人材の確保等のメリットについて併せて説明しました。

雇用環境・均等室では各関係機関等と連携し、あらゆる機会を捉えた法の周知により履行確保に向けた取り組みを実施して参ります。

**【働きかけに活用した資料】** ※クリックすると資料等が閲覧できます。

- 「予約制個別相談会」実施中！
- 女性活躍推進法に係る支援リーフレット
- 女性の活躍推進企業データベース
- 労働局内の認定制度についてのリーフレット